

2022年2月9日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

2022年度（令和4年度）輸入食品監視指導計画（案）に対する意見

日本生活協同組合連合会
常務理事 二村睦子
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

近年、輸入食品は、輸入重量はおおむね横ばいで届出件数は増加傾向です。少量・高付加価値の加工食品の輸入件数の増加がその一因で、経済連携協定の推進や食のグローバル化、消費者ニーズの多様化などにより、その傾向は強まる可能性があります。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による様々な変化への対応も必要になると考えられます。

輸入食品の安全確保は、消費者・組合員にとって大きな関心事です。消費者の安全と安心を守る立場から当会の意見を提出いたします。

1. HACCPに基づく衛生管理を着実に推進及び確認してください。

食品衛生法改正の猶予期間が終了し、2021年6月にHACCPに沿った衛生管理が完全義務化されました。2022年度計画（案）では、HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国に対し、衛生管理対策の確認として二国間協議の実施や現地調査、制度化の周知に力を入れる方針が示されています。また、新型コロナウイルス感染症の状況により現地への訪問が難しい場合は、オンライン活用も進められています。さらなるオンライン活用推進や輸出国とのより密な関係づくり等により、これらの施策を着実に実行してください。

あわせて、輸出国での食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施してください。その上で、輸出国でのHACCP普及への施策を丁寧に進めてください。

2. 輸入者への衛生管理指導を進めてください。特に、いわゆる「健康食品」に関する取り組みについて着実に実行してください。

2021年度計画に引き続き、輸入者による自主的な衛生管理、特に基本的な事項の指導や輸入前指導に力を入れる方針が示されました。輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的です。着実に実行してください。

特に「健康食品」は、近年、国内外において健康被害が複数報告されています。また新型コロナウイルス感染症の影響により、その市場の拡大も報じられており、

より一層の衛生管理が必要と考えます。健康被害を未然に防ぐため、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な指導を行ってください。

3. 引き続き、食品衛生監視員の増員等、監視体制全体の強化を図ってください。

輸入食品の届け出件数の増加や経済連携協定の推進等により、今後さらに多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保、デジタル技術の活用等、監視指導體制の強化に力を入れてください。

あわせて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。

4. 食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。

食品防御への対応は、輸入食品に限らず食品全般にとって重要な課題です。経済連携協定等の推進により、貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。輸出国情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行ってください。

5. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。

輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。一般消費者における輸入食品のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省公式SNSや各種媒体を活用した、輸入食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。消費者との相互理解を効果的に深めるためにも、受け手に寄り添った分かりやすい伝え方・見せ方を追求してください。より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、工夫を凝らした施策強化を行ってください。

以上